

浜田地区広域行政組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成13年12月28日

規則第 2 号

改正 平成17年 9 月30日規則第 6 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、浜田地区広域行政組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 13 年浜田地区広域行政組合条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（縦覧の期間等）

第 3 条 条例第 4 条第 2 項の規定による縦覧の期間のうち、浜田地区広域行政組合の休日を定める条例（平成 9 年浜田地区広域行政組合条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する日は、縦覧を行わないものとする。

2 縦覧の時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

（縦覧の手続）

第 4 条 法第 9 条の 3 第 2 項の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（別記様式）に必要な事項を記入しなければならない。

（縦覧者の遵守事項）

第 5 条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、その指示に従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

（意見書の記載事項）

第 6 条 条例第 6 条第 2 項の意見書には、次の各号に掲げる事項をすべて記載しなければならない

第 8 編 環境衛生（浜田地区広域行政組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則）

ない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第6号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

第 8 編 環境衛生（浜田地区広域行政組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則）

別記様式（第 4 条関係）

縦 覧 申 込 書

年 月 日

浜田地区広域行政組合管理者

様

住 所

申込書 氏 名

連絡先（電話番号） ー

浜田地区広域行政組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例に基づき、次のとおり報告書等の縦覧を申し込みます。

縦 覧 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
縦 覧 場 所		
施 設 名		